

## 佐賀県における 3 R の取組について

## 1 概 況

当県では、環境施策の大綱として「佐賀県環境基本条例」の規定に基づき、平成 12 年 3 月に「佐賀県環境基本計画」を策定し、平成 17 年 3 月に同計画を改定したところである。

佐賀県環境基本計画においては、3つの基本指針のひとつに「環境への負荷の少ない循環を基調とする社会づくり」を掲げ、施策を推進している。

そこで、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 6 月施行）の趣旨に則り、平成 18 年 12 月に県内における循環型社会を形成していくための指針となるべき計画として「佐賀県廃棄物処理計画」を策定し、この計画に基づき循環型社会の形成に取り組んでいる。

## 2 現状と目標

佐賀県廃棄物処理計画において、一般廃棄物及び産業廃棄物に係る平成 22 年度目標値を以下のとおり設定しております。

## 【一般廃棄物】

項目	区分	平成 20 年度	平成 22 年度
		現状値	目標値
ごみ総排出量		27万6千トン	26万9千トン 97.5パーセント
1人1日当たりの排出量		873グラム	849グラム
リサイクル率		18.0パーセント	22.2パーセント
最終処分率		7.6パーセント	7.9パーセント

## 【産業廃棄物】

項目	区分	平成 20 年度	平成 22 年度
		現状値	目標値
排出量		332万7千トン	316万6千トン 95.2パーセント
再生利用量 (再生利用率)		167万9千トン 50.5パーセント	161万6千トン 51.0パーセント
中間処理による減量 (減量化率)		155万6千トン 46.8パーセント	146万9千トン 46.4パーセント
最終処分量 (最終処分率)		8万7千トン 2.6パーセント	7万9千トン 2.5パーセント

注 1) 保管等その他量を記載していないため、排出量と個々の計が一致していない。

注 2) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

### 3 施策の方向

佐賀県廃棄物処理計画において、適正処理体制を確保するため、以下のとおり努めるとしている。

#### 【一般廃棄物】

ごみ処理広域化計画の推進

- ・県内4ブロックでの広域処理を目指すこと
- ・ごみ処理広域化に向けた体制整備

（地域の循環型社会の形成に見合ったごみの中間処理施設整備の推進  
最終処分場の整備）

適正処理に関し必要な事項

- ・廃棄物処理に係る防災体制の整備

#### 【産業廃棄物】

産業廃棄物処理施設の整備

- ・静脈産業の育成支援
- ・減量化、リサイクル施設整備の促進

公共関与による安全、安心な施設の運営

- ・高度な処理が可能な焼却・熔融施設（1日当たり84トン）
- ・モデル的施設となるような管理型最終処分場（41万3千立方メートル）

不法投棄に係る監視及び指導の強化

### 4. 課題等

各種施策の実施により、一定の成果は見られたところであるが、

- ・一般廃棄物の排出量は、平成15年度から平成18年度までは増加傾向で推移し、平成19年度からは減少に転じているものの、リサイクル率は頭打ちとなっていること。
- ・産業廃棄物の最終処分量は減少したものの、排出量はほぼ横ばいの状況となっていること。
- ・不法投棄件数は減少傾向にあるものの、撲滅には到っていないこと。

など、今後とも、廃棄物の減量化・リサイクル・適正処理など事業者の3Rの取組を推進するとともに、事業者の事業活動に大きな影響を与える県民のライフスタイルを見直し、リデュース・リユース・リサイクルの推進に向けた取組を進める必要がある。